

第四十回国会 衆議院 文教委員会 議録 第二十三号

昭和三十一年五月七日(月曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事 白井 莊一君 理事 竹下 登君

理事 八木 徹雄君 理事 米田 吉盛君

理事 小林 信一君 理事 村山 喜一君

理事 山中 吾郎君

伊藤 郷一君 濱野 清吾君

原田 憲君 南 好雄君

井伊 誠一君 杉山元治郎君

高津 正道君 三木 喜夫君

谷口善太郎君

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

文部事務官 宮地 茂君

(大臣官房長)

文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長)

文部事務官 杉江 清君

(管理局長)

委員外の出席者

文部事務官 木田 宏君

(大臣官房総務課長)

文部事務官 安養寺重夫君

(大学学術局長)

職員養成課長

専門員 丸山 稲君

四月二十七日

委員松山千恵子君辞任につき、その補欠として綱島正興君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員綱島正興君辞任につき、その補

欠として松山千恵子君が議長の指名で委員に選任された。

五月一日

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号)

四月二十八日

学校給食法の一部改正に関する請願(増田甲子七君紹介)(第五一三五号)

同(中澤茂一君紹介)(第五二四七号)

同(井出一太郎君紹介)(第五二四八号)

同(下平正一君紹介)(第五三三五号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案成立促進に関する請願外一件(白井莊一君紹介)(第五二一六号)

同(山手満男君紹介)(第五二一七号)

同(小金義照君紹介)(第五二一八号)

同外二件(竹下登君紹介)(第五二一九号)

同(千葉三郎君紹介)(第五二二〇号)

同外一件(津島文治君紹介)(第五二二一号)

同(藤田篤泰君紹介)(第五二二二号)

同外一件(細田義安君紹介)(第五二二三号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五二二四号)

同外一件(野田武夫君紹介)(第五二二五号)

同外一件(小澤太郎君紹介)(第五二二六号)

八三号)

同外一件(金丸信君紹介)(第五二二八四号)

同(小林信一君紹介)(第五二八五号)

同外五件(田邊誠君紹介)(第五二八六号)

同外一件(榎兼次郎君紹介)(第五二八七号)

同(西村力弥君紹介)(第五二八八号)

同外一件(村山喜一君紹介)(第五二八九号)

同(山本幸一君紹介)(第五二九〇号)

同(安藤寛君紹介)(第五三五六号)

同(田口誠治君紹介)(第五三五七号)

義務教育用教科書の現行供給機構維持に関する請願外一件(田中武夫君紹介)(第五二九一号)

義務教育費全国国庫負担等に関する請願外九件(森本靖君紹介)(第五二九二号)

同月三十日

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案成立促進に関する請願外三件(小澤太郎君紹介)(第五四一四号)

同外三件(海部俊樹君紹介)(第五四一五号)

同外一件(高橋清一郎君紹介)(第五四一六号)

同外十四件(竹下登君紹介)(第五四一七号)

同(津雲國利君紹介)(第五四一八号)

同外五件(西村力弥君紹介)(第五四一九号)

同外八件(三木喜夫君紹介)(第五四二〇号)

同外九件(村山喜一君紹介)(第五四二一号)

同外五件(山中吾郎君紹介)(第五四二二号)

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の改正に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第五五二二号)

同(白井莊一君紹介)(第六〇六七号)

同(小林信一君紹介)(第六〇六八号)

同(鈴木義男君紹介)(第六〇六九号)

同(松下登君紹介)(第六〇七〇号)

同(松山千恵子君紹介)(第六〇七一号)

同(南好雄君紹介)(第六〇七二号)

同外四件(山中吾郎君紹介)(第六〇七三号)

は本委員会に付託された。

四月二十八日

高等学校生徒急増対策費増額に関する陳情書(北海道雨龍郡深川町議会議長松井庄一)(第八二四号)

義務教育費国庫負担法の一部改正等に関する陳情書(上田市議会議長宮下聖)(第八六二号)

高等学校生徒急増に伴う施設整備臨時措置法の早期制定に関する陳情書(兵庫県議会議長佃良一)(第八六三号)

義務教育教科用図書供給機構育成に関する陳情書(滋賀県神崎郡能登

川町大字垣見七百八十一番地加藤康治郎外六十四名(第九〇二号) 高等学校生徒急増対策確立に関する陳情書(三重県議會議長鈴木啓吉)(第九〇三号) 高等学校の施設整備等に関する陳情書(水海道市議會議長山野井吉雄)(第九〇四号) 平城宮跡保存に関する陳情書外十三件(広島市基町一番地広島県文化財協会長堀川芳雄外十三名)(第九〇五号) 高等学校増設に伴う町村負担金軽減に関する陳情書(前橋市曲輪町群馬県町村会長根岸倉重)(第九二五号) は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件 閉会中審査に関する件 公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号) 学校教育に関する件 文化財保護に関する件 請願 一 豪雪地帯小、中学校校舎の除雪費国庫負担に関する請願(大野市郎君紹介)(第四七四七号) 二 学習指導要領中の格技授業時間数増加に関する請願(坂田道太君紹介)(第四八四八号) 三 危険校舎改築費補助率引上げに関する請願(池田清志君紹介)(第四九二一号) 四 義務教育施設等整備促進に関する請願(池田清志君紹介)

- 五 (第四九二二二号) 義務教育用教科書の現行供給機構維持に関する請願(愛知探一君紹介)(第五〇二〇号) 六 学校給食法の一部改正に関する請願(羽田武嗣君紹介)(第五〇八六号) 七 同(増田甲子七君紹介)(第五一三五号) 八 同(中澤茂一君紹介)(第五二四七号) 九 同(井出一太郎君紹介)(第五二四八号) 一〇 同(下平正一君紹介)(第五三三五号) 一一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(白井莊一君紹介)(第五二二六号) 一二 同(山手満男君紹介)(第五二一七号) 一三 同(小金義照君紹介)(第五二一八号) 一四 同(竹下登君紹介)(第五二一九号) 一五 同(千葉三郎君紹介)(第五二二〇号) 一六 同(津島文治君紹介)(第五二二二二号) 一七 同(福田篤泰君紹介)(第五二二二二二号) 一八 同(外一件)細田義安君紹介(第五二二三三三号) 一九 同(丹羽喬四郎君紹介)(第五二二四四号) 二〇 同(外一件)野田武夫君紹介(第五二二五五号)

- 二一 同(外一件)小澤太郎君紹介(第五二二八三三三号) 二二 同(外一件)金九信君紹介(第五二二八四四号) 二三 同(小林信一君紹介)(第五二八五五号) 二四 同(外五件)田邊誠君紹介(第五二八六六号) 二五 同(外一件)橋本次郎君紹介(第五二八七七号) 二六 同(西村力弥君紹介)(第五二八八八号) 二七 同(外一件)村山喜一君紹介(第五二八九九号) 二八 同(山本幸一君紹介)(第五二九〇〇号) 二九 同(安藤寛君紹介)(第五三五六六号) 三〇 同(田口誠治君紹介)(第五三五七七号) 三一 義務教育用教科書の現行供給機構維持に関する請願(外一件)田中武夫君紹介(第五二九一〇号) 三二 義務教育費全額国庫負担等に関する請願(外九件)森本靖君紹介(第五二九二二二二号) 三三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(小澤太郎君紹介)(第五二九四四四号) 三四 同(外三件)海部俊樹君紹介(第五二九五五五号) 三五 同(外一件)高橋清一郎君紹介(第五二九六六六号) 三六 同(外十四件)竹下登君紹介(第五二九七七号)

- 三七 同(津雲國利君紹介)(第五四一八八号) 三八 同(外五件)西村力弥君紹介(第五四一九九号) 三九 同(外八件)三木喜夫君紹介(第五四二〇〇号) 四〇 同(外九件)村山喜一君紹介(第五四二一一一) 四一 同(外五件)山中吾郎君紹介(第五四二二二二) 四二 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の改正に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第五四二二三三) 四三 社会教育施設整備費国庫補助増額に関する請願(伊藤帆君紹介)(第五四二四四) 四四 義務教育施設整備費国庫補助増額に関する請願(伊藤帆君紹介)(第五四二五五) 四五 学校給食の完全実施に関する請願(伊藤帆君紹介)(第五四二六六) 四六 民主教育の確立に関する請願(川上貫一君紹介)(第五四二七七) 四七 教育予算に関する請願(外十二件)坂本泰良君紹介(第五四二七八八) 四八 学校給食法の一部改正に関する請願(松平忠久君紹介)(第五四二七九九) 四九 民主教育の確立に関する請願(外一件)川上貫一君紹介(第五四二八〇〇) 五〇 宗教法人立幼稚園の取扱い等に関する請願(外百九件)安藤覺君紹介(第五四二八一八)

- 五一 同(外七十五件)有馬英治君紹介(第五四二九一九) 五二 同(江崎典澄君紹介)(第五四二九二〇) 五三 同(外十八件)片山哲君紹介(第五四二九三三) 五四 同(續藤彌三君紹介)(第五四二九四四) 五五 同(外二十三件)鈴木義男君紹介(第五四二九五六) 五六 同(外六件)白濱仁吉君紹介(第五四二九六七) 五七 学校給食法の一部改正に関する請願(中島巖君紹介)(第五四二九七八) 五八 平城宮跡埋蔵文化財保護に関する請願(秋山利恭君紹介)(第五四二九九九) 五九 同(白井莊一君紹介)(第五四三〇〇〇) 六〇 同(小林信一君紹介)(第五四三〇〇一) 六一 同(鈴木義男君紹介)(第五四三〇〇二) 六二 同(竹下登君紹介)(第五四三〇〇三) 六三 同(松山千恵子君紹介)(第五四三〇〇四) 六四 同(南好雄君紹介)(第五四三〇〇五) 六五 同(外四件)山中吾郎君紹介(第五四三〇〇六) 六六 同(第六〇七三三三) 〇 櫻内委員長 これより会議を開きます。 公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたし

ます。荒木文部大臣。

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、災害によつて必要を生じた復旧であつて、公立学校の建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でなかつたものを鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良して当該建物の従前の効用を復旧することを目的とするものは、同項の規定の適用については、公立学校の施設を原形に復旧するものとみなす。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 公立学校の建物の災害復旧については、当該建物を改良して復旧するものは、当該建物を原形に復旧するものとみなして国がその経費の一部を負担することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○荒木國務大臣 このたび政府から提

出したしました公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案についてその提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

現在、公立学校の災害復旧につきまは、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により、国がその復旧に要する経費の一部を負担し、災害復旧の促進をはかつております。

現行の規定におきましては、国の負担の対象となる災害復旧に要する経費は、原則として原形に復旧するものとして算定することとなっておりますが、例外として、原形に復旧することが不可能な場合または不適当な場合に限り、当該施設を改良して復旧することを認めております。

しかしながら、学校建設は、その性格上、耐火耐震耐風の要請を満たす恒久建築が要求されると同時に、公共建築であることから災害時の地域社会の避難、救助の中心となる性質をもあわせ持つため、近來特に学校建築の鉄筋、鉄骨化が要望されております。現行の改良復旧の規定のみではこの要望に十分に応ずることが困難であるので、従来、激甚災害の場合にはその種の特別措置法によつて広く改良復旧の措置が認められて参りました。しかし、このことは激甚災害のみに限られるべき事柄ではありませんで、今般、公立学校施設災害復旧国庫負担法に一般的にこの措置を取り入れることといたしたいと考へたのであります。

この改正により、今後、木造校舎を鉄筋、鉄骨造の校舎に改良して復旧することが一そう促進されることと期待しております。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を申し上げます。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○櫻内委員長 閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

先般申し出ることになりました閉会中審査案件に、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の両案を追加し、閉会中もお審査いたしたい旨、議長に対し申し出をいたしました旨、但し、これに御異議ありませんか。

○櫻内委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○櫻内委員長 請願の審査に入りま

本日の請願日程第一、豪雷地帯小、中学校校舎の除害費国庫負担に関する請願より、日程第六五、平城宮跡等埋蔵文化財保護に関する請願外四件を一括して審査いたします。

各請願の趣旨は、すでに請願文書表により御承知のことと思ひますので、委員会における紹介議員の説明並びに政府の所見聴取等を省略し、理事会の協議に従い、直ちにその採否を決定いたし存じますが、これに御異議ありませんか。

○櫻内委員長 御異議なしと認め、さ

よう決しました。

それでは、本日の請願日程中第五、第三一及び第四七の各請願につきましては、すでに採決の上内閣に送付すべきものと議決いたしました第四四二一号及び第二八〇〇号外七件の各請願と同趣旨のものでありますから、これと同一の議決をいたしましたものとみなすことに御異議ありませんか。

○櫻内委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次に、本日の請願日程中第一、第三、第四、第六ないし第三〇、第三三ないし第四五、第四八及び第五七ないし第六五の各請願は、いずれも採決の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

○櫻内委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、ただいま議決いたしました請願に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○櫻内委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○櫻内委員長 なお、本委員会に参考のため送付されました陳情書は、先般御報告申し上げましたほかに八件が送付され、全部で七十八件でございます。念のため御報告申し上げます。

○櫻内委員長 学校教育に関する件に

ついて調査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 育、ろう学校教諭の免許状のことに、お聞きしたいと思ひます。昨年の免許法一部改正の中で、法の別表第三の第三欄の中に、「学校の教員」の次に「二級普通免許状の授与を受けようとする場合に於ては、これらに相当する盲学校、聾学校及び養護学校」の各級の教員を含む」とこれを挿入した。従つて、その結果、反対解釈として、育、ろう関係の先生が一般の免許状を取らうとした場合については、この在職年数は計算にならないことになつたといふことを最近耳にしたわけでありました。この法案の提案説明の中には一言も触れていないので、われわれが審議をするときに、全然こゝろを置いてきたわけなんです。この点について、文部省の方において、どうして二級免許状を有する者が一般免許状を取る場合に育、ろう関係の経験年数を無視しておられるのか、そういう法改正をどうしてしたかといふことをお聞きしておきたいわけなんです。

○安養寺説明員 ただいまのお尋ねでございますが、前回の法改正によりまして、お説のように、小学校の教諭の一般普通免許状授与を受けます者は、小学校の教諭の二級普通免許状を持つておられて、小学校の教諭に五年間在職し、四十五単位の科目を修得すればそのような上進が認められる、こういうことになつたわけでございます。かたわら盲学校、ろう学校、養護学校の二級普通免許状を持っておりま

は、それぞれの教諭としまして三年以上勤務いたしまして、六単位以上必要の単位を取りますれば、盲学校、ろう学校、養護学校の教諭の一級の普通免許状の授与を受けるという形に整えたわけでございます。この趣旨は、教諭の専門的な職能という観点に立ちまして、学校種別ごとにそれぞれ各別の教諭免許状が設けられていいのではなからうか、ただ二級の免許状を臨時免許状を有する者が取得する場合については、免許資格は各学校の在職を共通に見ていこうというようにことを考えたわけでございます。

○山中(吉)委員 それは非常に形式的に、免許状の種別が違ふから、それで在職年数をそれに応じた学校でないといふ計算をしないという筋のようですが、実際の問題から考えますと、これは非常にまづいんじゃないか。それは、たとえば短大を出た人が盲、ろう学校を希望して、先生になって、五年、六年在職をしたけれども、何らその在職年数は計算をされない、そして普通の中学校あたりに移らないと、数年間の教諭経験というものが何らの恩典に浴さないというのでは不合理なんです。ことに盲、ろう学校の特設教育における経験年数は、心理学的にもあるいは教養面においても苦心をするので、これこそプラスしてやらなければいかぬと思うのですが、これはどうも改悪じゃないか。こういう法案の場合には、私は、提案の中で特に課長、局長から、大臣が提案理由で触れなくても、説明をして、そうして間違いのないようにしていただかないといかぬのじゃないかと思うのです。たとえば具体的に、盲、ろう学校の先生と一般の小中学校

の先生の人事交流というものを自由にしておかないと、教育行政は成り立ちません。さらに基礎免の関係から言いますと、一般の普通免許状を基礎免にして、特殊教育の免許状はプラス・アルファなんです。そういう関係からいっても、小中学校の在職年数と盲、ろう関係の在職年数を同じように免許状の制度からも取り扱うべきじゃないか。そういう法構成になっていないか。その点は教職員課ではただ形式的に筋を考えられただけで、間違つておるんじゃないかと思う。安養寺課長は宮城県で地方の教育行政はちゃんと知つておられるはずなんです。これは盲、ろう、養護の関係で別々の在職年数で、二級を一級の場合に全然計算してやらないということになると、私は非常に教育行政にマイナスになるんじゃないかと思うのです。この点はもう一度よく地方の行政担当者の意見を聞いて改正するべきである。あるいは行政において、そういう二級が一級になる場合に、盲、ろう学校の在職年数を全然計算に入れないということ、私はすべきでないのじゃないかと思うのですが、どうでしょう。

○安養寺説明員 先ほど申しましたように、教職の専門性ということを考えて、臨時免許状から二級の普通免許状に進します場合はともかくといひまして、一般の普通免許状資格を得させる場合には、やはり各別の学校の教員としての実務経歴というものを限定した方が妥当ではなからうかという考え方に立つておたわけでございます。ただ現在、実際問題といたしまして、そのあたりをいろいろと検討を

いたしたいとは考えておるような次第でございます。○山中(吉)委員 今の理論はわかるのです。だから検討してもらわないうと……おそらく小中学校の在職経験と盲、ろう学校の在職経験は重い軽いはないと思うのです。それから盲、ろう学校の経験年数の方が教師としてという経験でありまして、非常に教授方法とか子供の取り扱いに苦心をするので、私はそれを無視するような切りかえ方は間違いじゃないか、これは確かに実際の教育行政からいえば改悪じゃないか、そう思うので、検討してもらいたいと思うのです。おそらくその方が実際に合うし、また理屈を概念的にもっていけば今のような理論はわかるのですが、大体盲、ろう関係と一般の教員の免許状は基礎免は一つなんです。盲、ろうはプラス・アルファだけなんです。盲、ろうは私はその経験年数は同一取り扱いをするという理論も立つと思ふ。ことに現実問題としていけば、たとえば短大を出た人で、あるいは不幸な子供の方の教育を希望するというふうに行つた人が、数年盲、ろう学校に勤めておつて、それは二級免許状所有者ですから、一級免許状をとるときに、七年も八年も盲、ろう学校の経験がある者が、今度は一般の一級免許をとれないというふうなことは、やはり一般の地方行政の場合について人事交流を絶えずしなければならぬものでありますから、実際上困るので、これだけ申し上げて、今検討するといふお話ですから、それを一応信頼して、私は質問を終わりたいと思ふ。

○櫻内委員長 村山喜一君。○村山委員 私は簡単に一点だけ質問

をいたしておきたいと思ふますが、充て指導主事というものは予算の上におきましても漸次拡張をされてきて、現場の指導体制の上において効果を上げていっている点は認めるわけであります。充て管理主事というものは、職制の上におきましてもそういうふうな妙なものには認められるはずはないわけでありまして、現場にございませぬ教職員でありますし、現場にございませぬ教職員でありますし、特に県の教育委員会が任命をしまして、そういうふうな人事業務に携わるといふことは、学校教育のあり方からいいますと非常に非難におもひろくないわけでございます。さらにまた補助金等の適正執行に関する法律から考えてみましても、きわめて不適正な執行であろうと思ふのであります。が、そういうような事例が愛媛県の場合にはあるわけでございます。そこで、これは古い調査でありますけれども、昨年の十一月二十日に私愛媛に参りまして、その実情を調べて参りました。が、そういうような不当な人事行政といいますが、財政法に違反をするような行政が行なわれていふ事実を御承知になつておるかどうか。さらにまた、充て管理主事といふものをそういうふうな野放しにやつて参りますと、勢い学校に配置する教職員の数が非常に少なくなつて参りまして、現に愛媛の場合には六学級以上は専科を置くようになつていふのであります。これをへずりまして、一学級から九学級までは専科を置いておられません。そういうふうにして教育の現場の職員が非常に少なくなる。そして反面においては、一教育事務所当たりで四名ぐらいの管理主事がありまして、管理主事が人事を担当しなからかつ指導面まで

タツチしている。こういうように、指導と人事とは切り離して行なうべきだといふ民主的な日本の教育制度が完全に乱されているわけであります。が、そういうふうな充て管理主事というものの存在について、どういふふうにお考えになるかを、一言お答えを願ひたいと思ひます。

○福田(憲)政府委員 ただいま御指摘になりました具体的な事例を私は存じませんので、その点については一般的に申し上げるより仕方ないと思つておりますが、一般的に申し上げますと、教育委員会の事務局に置かれましてこの事務職員あるいは技術職員等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、これは教育委員会自体がきめ得る建前になつております。従つて、それらに必要な職員を配置するということは、これは職名のいかに問はず、委員会規則等におきましてこれをきめることができるわけでございます。その点につきましては、一般的に申しました、御指摘になりましたような管理主事といふようなものを置いても、これは差しつかえないというふうに思ふのでございます。しかし今御指摘になりました中に、充て主事といふことでございませぬが、この充て主事につきまして、今も申しました法律の中に、指導主事については充て主事としてこれを置くこともできるというはつきりした明文がございませぬので、これはよろしいと思ひますけれども、今おっしゃるようなことでございませぬと、管理主事についてこれを教職員をもって充てるといふことは望ましいことではないというふうに思ふのでございます。

○村山委員

ただいまはつきり名前を申し上げておきますが、八幡浜教育事務所に参りまして、所長とも会おうと思つて行つたのですが、所長はおりませんで、広瀬という主事と会いまして、いろいろ事情を聴取いたしました。その中で、指導主事は別に一名おりのわけです。社会教育主事が一名おります。そのほかに、所長のほかに人事管理の主事が四名おりますが、三好という主事は充て主事であるということのはつきりわかつた。こういうような充て主事は愛媛県の教育委員会にどれくらいおるのか、そこではつきりいたしませんでしたが、この充て主事はほかの管理主事と同じように、小中学校の教職員の人事、給与、免許、検定事務、学校の施設整備、こういうような事務を取り扱つて、そこでこの管理主事が人事を行なうためと称しまして、指導面までタッチをしている事実があるわけですが、管理主事が一教育事務所の中に所長を入れますと五名というような格好で、指導主事はわずかに一人しかいない。もちろん充て指導主事が二人おりましたが、その指導主事、あるいは充て指導主事は別といたしまして、管理主事が非常に多いために、地教委の自主性というものはほとんどございませぬ。充て指導主事というのも県下に十一の市がありますが、そこには一人も配置されていない。全部で充て指導主事は独占をしているようでありませぬ。しかもそういうようなことで管理態勢を強化していく中で、私たちが特に注目をしなければならぬのは、教職員の配置が非常に悪いということです。一学級から九学級までは専科は一人もおりませぬ。小学校の場合

文部省の基準では六学級以上に一名ずつ置くようになっているのであります

が、十学級から二十学級までの学校に對しては一名置いて、二十一学級以上の場合には二名ということで各府県に比べて非常に悪いわけですが、こういうようないわゆる教育の現場というところが非常に手薄で、無視されてい。反面においては、一方そういう監督的な立場にある者がたくさんおりまして、特に充て管理主事というものを設けてまして、そして愛媛県の教育を行なつて、これは私は考え方が逆じやなかつたかと思つたのですが、こういうような実態というものを特に学校の教職員の定数確保という問題から考へて参りまして、きわめて不適当であると思つた。それでこの実情を調査されて、適切な行政指導を文部省としてはされるべきだと思つたのですが、それに対して、そういうふうな調査の上適切な指導をされる意思があるかどうかを承つておきたいと思つた。

○福田(繁)政府委員

御指摘のありましたような詳細なことを私もは具体的に知りませぬ。従つて、県下にそういう管理主事なるものがどのくらいありますか、そういう点につきまして十分調査した上で善処したいと思つた。

○谷口委員

この南国市の問題は高知県に行なわれた不当人事の全体の一部分で、特にあいつらストライキ、同盟休校なんか行なわれたので大きな問題になつたし、それからまた教育長の罷免というようなことが市の議会の決議として行なわれた。そういうことは例としてはそうたくさんはないのぢやないかと思つたが、しかもこの南国

市のごうい問題の背景には、四月の定期異動で非常に非常識な異動が行な

われたというので、今先生方が人事委員へ提訴中——苦情を申し込んでおなつておられます。そこら事情について詳しいことを御承知したら伺つておきたいと思つた。

○福田(繁)政府委員

南国市の問題は、今御指摘のありましたように高知県の定期異動に關連して起こつた問題でございます。四月一日に高知県の教育委員会が教職員の人事異動を行なつた。これに不満を持ちました市の教組及び部落解放同盟が、南国市の二つの小、中学校におきまして四月七日から同盟休校をやつたのでございませぬ。そのために、南国市長は事態の解決をはかるために同盟側と交渉の結果、教育委員全員の罷免を確約したというふうに聞いております。ところがその後の情勢判断に基づきまして、市長は今御指摘になりました地教行法第七条を適用しまして、議会の同意を得て教育長である国沢という教育委員のみを非行を理由にして罷免したということでございますが、それによつて一応同盟休校は中止になりました。そして現在におきましては、教育長以外の残りしました委員によつて事態收拾をはかつておる。そして聞くところによりますと、その中から教育長もすでに任命されて、現在におきましては教育上の支障は何も起こつていないということでございますが、罷免されました国沢教育長は、罷免処分を取り消し請求訴訟を市長相手に提起する予定である——もうしたかも知れませんが、そういう予定であるということをお聞か

○谷口委員

この問題は高知で行なわれた定期異動の非常識な全体の一角なものでありまして、これ自体が一つの問題となりませぬが、この南国市の二つの学校、鷹ヶ池中学校と長岡小学校、この二つの学校です。部落解放同盟その他との間に——向こうは同和教育の中心地のようでありまして、その専門的な先生方がいられる。そ

いう点で、いわゆる同和教育の上では非常に居住民の父兄の方々はその先生方を信頼してうまくいっておるといふようなことがあった。それを確保する上から、三十五年でしたか、市の教育委員会と解放同盟との間に、同和教育をなさっていただける先生方を異動するような場合には、軽々しくやっていたらと、同和教育上支障を来たすので、そういう点から協力して、お互いに話し合つてやうというふうな約束ができておつた。ところが国沢教育長になってから、この約束を一方的に無視して不当な異動をこじやつたものだから問題になつたというふうなことが原因のようでありました。もともと、高知の新聞を見ておられますと、国沢さんという教育長は前にも差別的言辭を弄して問題を起した人間だそうでありまして、そういうこともからんで、同盟休校ということにまでいったのだらうと思つております。これについて文部省はどうなんですか。第七条に反するとか、あるいは適用を誤つたものだという考えをお持ちになりますか。その辺の御見解はいかがでしょう。

○福田(警)政府委員 これは非常にむづかしい問題でございますが、国沢教育長がいろいろこの問題につきまして適切な措置をとり得なかつたという点、いろいろあるかと思つております。しかし、私も聞いておるところ、市が市の議会に提案をいたしました理由として、地教法の第七条の第一項の非行があつたという理由でございますが、第七条の一項には「地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては云々」というように書いてございます。従つて、非行があつたという点で罷免をされたやうでございますが、その具体的な内容について、私も事実を存じませんので、これについて適否を批判するのは妥当でない、こういうふうに考えております。

ただその問題と多少それますれば、今御指摘になりました三十五年の、部落解放同盟との約束でございますが、これはその前の西村という教育長のときに行なわれた約束のやうでございます。それをみますと、そのときも何か人事異動で多少トラブルがあつたやうにうかがえるのでありますが、この同和教育関係教員の異動にあつたのは、この同盟の意見を尊重し、話し合ひを持ち、再びかかる問題の起らないやうにする、こういうやうな事項が一項入つておるやうでございます。私もその地域として同和教育といふものが非常に盛んなところであるやうにもうかがえますし、そういうやうに聞いておるわけでございますが、同和教育についていろいろ相談し、あるいは話し合つたという事は、これは当然のことでございますが、人事そのものについて話し合つたやうなことが適當であるかというのを考えるのでございます。私も、やはり人事といふものは教育委員会の独自の判断によつてこれを行なうべきものであつて、このように考えますので、その点については私は必ずしも今御指摘のありましたやうには考えないのでございます。

もう一べん繰り返して申し上げますと、その法律の解釈として、非行があつたとして罷免される理由に該当するかどうかという事は、これはやはり事実判断の問題でございます。その点については私も現在のところ意見をもち合わせてないわけでございます。

○谷口委員 御意見をお持ち合わせないとすると話にならないんですが、今おつしやつた部落解放同盟と教育委員会が三十五年に協定といひますか、約束を取りきめたその内容は、今お読みになったのだから御承知だらうと思つております。その中で確かにこういう項目があるやうであります。つまり、市教育委員会は、今後同和教育の振興に力を入れる、その他予算の使用などについては解放同盟と協議していろいろやつてもらいたい、それから三十五年の四月に異動させた教師は同年の九月にもとへ戻す、あるいは三十六年の四月にもとへ戻す、それから今後教員の異動にあつた場合はこういふ同和教育といふ大切な問題もあるから、それに就いては十分に両者話し合つてやつてもらいたい、こういう項目があつたやうであります。このこと自体、教育委員会の人事権に介入することであつて、よろしくないといふやうに県教育委員会が言つておるやうでありますけれども、しかし、このこと自体は、むしろ反対にそういうその土地において必要な教育が非常にうまくいっている、よいやりかたを行なつておる。そこに調和するいい制度を持つておることでありまして、またその父兄の方々なり子供たちが、この先生というやうに非常に信頼しておる先生の配属があるのではありませんか、この人を異動させる——異動してはならぬというわけではないのでありますが、異動させる場合には、そこは納得がいくやうにやつてもらふことが教育上非常にいいやうなことを両者が認め合つて約束しておると思つておる。これは、教育行政を担当する教育長としては、当然そのことを尊重し、配慮して異動する場合にはやるべきである。ところが今度はそのやうな協定を認めることは正しくないといふ立場に立つて、しかも問題が起きやうになると、教育委員会の会議場を南国市内で持たないで、秘密に高知かどこかに隠れて会議を持つといふやうなやり方をやつた。そこで解放同盟その他のその地域の労働団体あるいは婦人団体などが一緒になつて、これでは困るといふので交渉に行つても会わなかつた。特に差別的言辭を弄して会わなかつたといふやうな事実がある。教育行政の担当者としては、それは不適當だといふやうに市長が判断されたのは私も当然だと思つておる。しかし、文部省がそれについて見解を持たない、あるいは事実をもっと詳しく調べないことには言えぬといふことなら、これは仕方ないことではあります。私も、この市長のとられた態度こそ非常に正しいと認める。正しかつたからこそ父兄及び子供たちが納得して同盟休校などは今御指摘の通りになつておさまつて、あとわめてうまくいっておるといふことだと思つておる。文部省はやはりこういう点ではつきりしておいてもらつた方がいいように思つておる。それがよく事情を調べた上で御意見をまた伺うときがあるだらうと思つておる。

ただ私は、さらにこの問題を進めたのは、今度の異動は全果的に言語同断な非常識なものであつたといふこと。その内容に入る前に、教員の定期異動といふものは、何か原則といひますか、目的といひますか、あるいは慣例によれば何を目的に行なうのか。何のために異動するのですか。そこには積極的な意味があるやうな意味があるやうと思つておる。今までの大体原則あるいは慣例、そういう点お漏らし願いたいと思つておる。どういふところになぜ異動させるか。

○福田(警)政府委員 教員の異動につきましては、それそれや各県の事情がございまして、これは一がい全国的にこうだといふやうなことがあるわけはないと思つておる。しかし高知県の場合におきましては、やはり教員の異動については、これは今回だけではないと思つておる。従来から全果的な視野に立ちまして適材を適所に配置する、それと同時に人事の刷新をはかる、こういうやうなことが主眼になりまして毎年教員の人事異動をやつておる、そういうやうに私も考えております。

○谷口委員 人事の刷新とかあるいは適材適所というやうなことであれば私もさうだと思つておる。さうであるべきだと思つておる。ところが高知県の今度の場合は、——ただ高知県のみではなくて、今度は全国的にさうであつたやうであります。特に高知県の県教委でやられた今度の定期異動といふものを見ますと、そういうやうに人事の刷新とかあるいは適材適所というやうな面から考えられたのではない。何か報復的な、教育界ではあるまじき非常に非人

道的な、非常識な異動が数多くある事実が指摘されるのであります。これは一々事実をあげますとちよつと時間がかりますから一般的に申し上げますが、たとへば夫婦を別居させまして別々に遠くへ送る。すでにもう別居させておりましたものは、これは当然一緒にしてもらいたいという要求があり、人事委員会に提訴しているにもかかわらず、この別居をさらに拡大する。僻地から僻地へやつていくというような、そういう例がございます。それから新婚早々の教員の夫婦をわざわざ分けて、これも一日もバスに乗らなければならぬような僻地へやつてしまふというふうなことをやる。あるいは親を養つていかなければならない先生を、その親から引き離してずつと僻地へ行かせるというふうなことがあります。

一人の名前もここに書いてございませぬが、そういうのが見ても非常に不当であり、だれが見ても非常識であるというやり方をやつてゐる。しかもこゝとだけでなくて、三十五年当時時からそういうことが行なわれております。御承知の通り教員の方では人事委員会に提訴してこういう問題を解決してもらおうということになつてゐるのであります。前からその要求を提訴しておりましたが、一向に取り上げないで、高知県では現にそういう苦情で未処理のままの案件が数百件残されておる。法律によりますと、こういう提訴があつた場合には人事委員会は直ちに――直ちにです、直ちに処理しなければならぬと書いてある。ところが数年間にわたつて放置されたまま、その上さらにこういう不当な異動あるいは非常識な異動が行なわれておる。こ

ういうことが事実なんであります。そういう点はもちろん御承知だと思ひますが、こういう点につきましては文部省はどうお考えになりますか。

○福田(憲)政府委員 高知県は御承知のように僻地が非常に多いところでございまして、教員の異動の際に、概して僻地の方へ行きながらないといふような傾向が強いので、そういう面におきましては若干無理が起ころのこともわかりませぬ。しかし、私は具体的なことを存じませぬけれども、今御指摘になりましたような、たとえば夫婦を別居させるといふようなことのみから判断いたしますと、これはやはり自然に反するわけでありまして、そういうのは適当でないと思ひます。しかしそれがどれくらい事例があるか私は具体的に存じておりませぬので、全般的に批判することは避けたいと思ひます。しかしこの人事は御承知のように毎年々々定期的に大体やつておるので、そういう無理な点があれば、一ぺんには是正ができません、だんだんには是正していくというふうなことも当然これは行政を担当する者としては考へるべき問題であらうと思ひます。そういう点でもし無理があればだんだん是正していくというふうなことも、当然考へるべきであらうと思ひます。

私どももそうしてもらいたいと思つておられます。しかし一、二の例をもつて全般的な問題を批判して結論づけたいといふことは、これは困難だと思ひます。

○谷口委員 時間がございませぬから大急ぎでやりますが、一、二の例じゃありません。非常にたくさん例がございします。一々申しますと御迷惑であ

りますし、私も時間がないから申さな

いだけでありまして、ここに私地図をもらつておられます。どういふふうな残酷な異動が非常にたくさんの人にわたつてなされておるか、ここに的確に書いておる。これはどの学校からどこへ行くかというのが全県にわたつておるのであります。これは一、二の例じゃありません。たくさんあります。名前もわかつておられます。その状況もわかつておられます。こういうやり方をやつて異動させておるのであります。それが繰り返されておる。従つて、だれが見ても、適材適所というよりも、むしろ何か別な意図でやつてゐるのではな

いと思はれるような状況であります。いかにと思はれるような状況であります。御本人たちはもちろんのこと、先生方の組合もこの問題を取り上げて提訴しておる。ところが、これが未処理のまま同じことが重ねられてゐるというやり方、赤ちゃんを持つた婦人の先生が、ちゃんと自分のお乳を与えることができないので、人工栄養をとつておる、その乳を溶く水なんかもない、それすら不自由する、そういう地へ一人でやるといふようなやり方をやつてゐるようであります。これはあなたをよく御存じなかつたら十分に調べて、こういう非人道的なことがなされてゐる点を一是正するような行政指導をやつてもらいたい、こういうふう

に私どもも思ひます。ところがこのこ

とにつかまされてゐる調べてみますと、高知県の教職員の諸君の今までの勤評反対運動、もしくは学力テスト反対運動などの戦いの中心にあつた人々、あるいはそのときに活動をした人々、あるいは平和活動なんかやつて

いる人々、こういう人々に対してこれ

が向けられてゐるといふ事実がある。これも具体的にそれらが重なつて、つまりそういう非人道的なことが行なわれてゐるといふ事実も、私ここで申し上げることができるのであります。これも時間がありませんから申しませぬが、そういう点で実はこういう非人道的をあえて行なつて人事異動をやつて

る底には、組合の活動家もしくは平和的な活動家を全部奥地へやつてしまふという意図を持つてやつてゐることが歴然だ、こういうふうな報告されております。これは私がぜひ今度の国会の休会中に高知県へ行って調べてきようと思つておられますが、そういうことをやつてゐるようであります。労働組合なりあるいは日教組の運動に対して、文部大臣の荒木さんは初めから極端に敵視しておられるのであります。それから、こういうことがなされることはむしろ喜んでいられるかもしれませぬが、これは大へんよくないことだと私は思

う。労働運動を分散させるには平和活動を分散するために、日教組の力をそぐために、あえて非人道的なことも行なつて不当な異動をやる、しかもこれについて提訴しても全然これを取り上げないでほつておるといふやり方はよくない。そこへいきますと、部落解放同盟などの力のあるところで、こういうことは市会も市長も動かして、正しい教育行政が行なわれるように活動し、この不当な異動に關連して同盟休校などまでやりました、教育長を罷免することまでやりまして、教育行政のあり方に向けて不法を正してゐるのであります。そういう点をやはり文部省として十分お調べ願つて、こ

ういふばかばかしいことが行なわれないように、特に教師の団結をくずすための、それを目的としてこういう非人道的なことをあえてやるといふ高知県の教育委員会のやり方に対して、相当強力な行政指導をやつてもらいたいと思ひます。

時間がありませんので、これで終わります。

○櫻内委員長 小林信一君。

それはきよの新聞を見ますと、道徳教育について教科書をお出しになるというふうなことが出ておつたのです。またいろいろの問題も考えられるわけ

です。それに関連して何か日教組の云々というふうなことで、文部省が出しておる指導要領にも従わずに教師が勝手な道徳教育をやつておる、これはけしからぬから教科書を出すのだ、そんな言葉が見えたのですが、これは眞実はどうかわかりませんが、とかく大臣がすぐ日教組というふうなものに關連して、こういうふうなことをするんだ、こ

きよのあり方あるいは教師たちのやつておることについて非常に不安動揺というものを生じさせるのではない

か。もう少し大臣も眞摯な気持でこういう問題には当たつていかなければならぬじゃないかというふうなことを私

はちよつと感じましたが、これを論議しておれば非常に時間がかるわ

けで、私はそれに関連して、道徳教育というふうなものをそれほど重視され

るならば、この国会で問題になりまし
た歴史教育、民族文化を守るとい
うことで平城宮址の問題も取り上
げられたのですが、ただ抽象的な道徳綱
領を羅列してこれを子供に納得させる
というふうなことでなくて、かえって
われわれ民族の先輩が残したものを尊
重させる、これから自分たちの先祖の
歩んできた道を考えさせるといふよ
うなことは、私はまた道徳教育の非常
に大きな面だと思ふのです。こうい
う面につきまして大臣がどういふふう
にお考えになっておるか、その根本的
なものもお聞きしたいのですが、さし
たつて平城宮址の問題について、文
化財保護委員会の仕事といふは仕事
なのですが、教育の面からいへば大
臣として看過できない、無視できな
い問題だと思ふので一つお聞きし
たいのです。

一般の人たちの要望というものは、
平城宮址をできたら完全な姿で残し
てほしい。ことに近鉄が一部を買
取して使うというふうなことが出た
のですが、この前この問題を取り上
げたときに、世界の中でも埋蔵文化財
としては三つの一つに数えられるもの
であつて、もしこれが危機に瀕する
ようなことがあれば、全人類の責任で
守らなければならないというふうなこ
とまでいわれておるところでござい
ますが、できたところを完全に残し
て、そして発掘して、しかもその地
を民族文化という形でもって何らか
の方法で残して、ほしいというふう
な要望が今ほうはいとして起きて
おるわけなのです。しかも今これを
研究する考古学とか歴史学とかい
うところでは、その後どういふふう
にこの問題は処理さ

れつつあるか、政府はどういふふう
な意向で臨んでおるかといふふうな
こと、私たちのところにいる聞きに
きておるわけなのです。大臣もおそ
らくこの問題は相当御心配してい
たおと申すのですが、何かこのこと
について政府としてあるいは大臣と
してお考えになっておいでになるこ
とが、ありましたら、この機会に一
言だけでも述べたいと思ふので、こ
れでお話をいたします。

〇荒木国務大臣 お話のように、われ
われの祖先が残してくれておられ
るもの文化を尊重し、理解させる
ということも教育上重要な課題の一
つであることは小林さんと同感であ
ります。その意味において平城宮の
跡のことは、御質問にもお答えした
と思ふのですが、文化財保護委員
会としては、平城宮の跡は、これか
らこの区域であると一応埋蔵文化財
の区域であることと指定しておら
ないというところを指定して、お
話のように近鉄の工事のために掘り
くり返されたいというところを、指
定区域そのものの再検討もむろん必
要だと考へるわけですが、その
でないにしまして、埋蔵物が発見さ
れた場合には、工事を取りやめて、
文化財保護委員会に報告し、協議を
するように相なつておらうと思ひま
す。そういう立場から現実には平城宮
跡のことには文化財保護委員会とし
て十分に関心を持って臨んでおら
ないといふことは、御質問もござい
ます。すでに一再ならず御質問も
ございまして、文化財保護委員

討をし、次第によっては立法措置も現
行法律の改正という形であらためて
討を要するんじゃないかといふ角度
から検討をいたしておるような次第
であります。

〇小林(信)委員 何か大臣のお話を聞
いておると、指定しておられるのは
別にあるのだ、今近鉄が使おうとし
ておられるのは未指定地なんだ。従
つてそういう形になつたといふこと
は、近鉄の使用地域といふのは、あ
まり重要なところではない。だから
そう大したことに発掘して、途中何
か問題になるようなものがあれば、
発掘を停止して云々。細心の注意
を以てして工事はさせるといふよ
うなお話であります。これは論議し
て参ります。非常に長くなりますが
、文化財の問題を取り上げるとき
に、その未指定地といふ問題、ある
いはこの未指定地の地域がはたし
て重要なでないかといふようなこと
について、非常に論議したので、学
者の諸君の言ふところは、以前にお
いて土地を買取るとか指定をする
とかいふ、その困難さから未指定地
として残されたのである。こいねが
わくは全部を政府が指定地にす
るか、あるいは買上げをするなりし
て、ぜひともこれは完全な姿で保
存をし、発掘をしない、こいねが
わくは、やほりという専門家の意
図を聞くこと、できるだけこの際
政府があるいは国民全体がこの問
題に重大な関心を持って最善の方
法を講じていくべきだと私達は考
へておるわけなんです。しかし今
のような簡単なお考えでいふに
なれば、せつかくののもうやむや
に終わるおそれがあるわ

けですが、そういうところに熱意を大
臣に持つてもらうことが、これがほん
とくに民族文化を守る、あるいは日本
の文化の中からほんとうに道徳教育
を実現したいといふふうなことがあ
るわけなので、もつと文部大臣が熱
意を持ってもらわなければならぬと思
うわけですが、私はここで一言申し
上げますが、学界は非常に問題にし
ておられます。従つて、おそらく近
鉄がここに工事を施行する場合には、
一応考古学者あたりに立ち会つても
らうと思ひます。従つて、おそらく
近鉄がここにいづくのでしようが、
その場合に指定されるかわかりませ
んが、学界の方では一切お断わりを
するといふような態度にまで出て
きておる点を考へますと、あまり簡
単にこの問題を処理できないのじや
ないか、こう思つておられます。ど
うもこの審議の過程からその後の
経過を見て、問題を出したの野党
が出したのだ、しかし与党につ
けておきさすれば問題ないのだ、
といふふうなことをくつた行き方
が文化財保護委員会にあるように
私には考へられるのですが、文化財
保護委員会とすれば、相当な予算も
用意しなければならぬし、指定する
とか土地を買上げるとかいふこと
に、今の文化財行政のあり方から
して非常に困難だ、だからやりた
いけれども、どうも仕事にむずかし
いといふふうなことで逃げたいとい
ふ感じが私にはあります。そういう
場合に、教育とこの問題と関連を
して、政治力を持った文部大臣が
買つて出なければ、この問題は
将来ほんとうに日本に悔いを残す
といふことになると思ふのです。そ
ういふ意味で私は大臣のこれに對
する決意を

何つておるわけなのですが、それ以上
お聞きすることはできませんか。

〇荒木国務大臣 野党側から主として
話が出るから、たかをくくつていな
なといふ気持は全然ございません。こ
とに文化財保護委員会という制度
そのものが、事柄の性質上、政治
的な前提においての考へる対象じ
やないといふ意味合いから、文部省
の外局にもなつておると私は承知
いたします。かつまた文化財保護委員
会が、少なくとも今お話に出てお
られるような事柄については、それ
ぞれ何人にも制約されないで、
独立してその職権を行なうと思
ふわけがございまして、文部省は
もちろん、文化財保護委員会自身
につきましても、たかをくくるよ
うな気持はないことをこの際申し
上げておきたいと思ひます。ただ
全般的に、文化財の保護について
国民的関心が薄いといふことは
指摘できるかと思ひます。もし
近鉄ないしは近鉄の請負工事が、
人夫の一人に至るまで、文化財保
護のいかに民族的な重大課題であ
るかを知つておられますならば、
現実問題として、ずいぶん事態を
収拾するの適切な措置が遅滞なく
講ぜられるといふ安定性が期待
できると思ひますが、遺憾ながら、
ただ、ある施設をして、金もつけ
ることに急なるあまり、御心配に
なるようなことが起こるおそれ
を私にも感じないわけではござ
いませぬ。それに対処しますの
は、教育の面から文化財保護の重
要さを子供心にしみ込ませること
から始めなければならぬことは御
指摘の通りであります。現実問題
として、現在の文化財保護法、ま
たその趣旨に

御つておるわけなのですが、それ以上
お聞きすることはできませんか。

のつとりました現在の組織、機構、あるいは関連しまして予算措置等十分であるとは私は考えません。具体的に、どこがどうであるからこうせねばならないという具体案までは申し上げる段階にまで検討いたしておりませぬけれども、少なくとも、たとえば文化財の買上費用にいたしても、ようやく年額八千万円にとどまり、前年度より三千万円増しの八千万円でお茶を濁しておる状態が必ずしもいいとはむろん思っておりませんで、努力不足を感じますが、そういう点にも一般的な感觸としては何かしら文化財保護について気魄が欠けておるような気がするのであります。人ごとのように申し上げて恐れ入れますが、そういう現実を立て、御指摘のような御意見は貴重な御意見だと承っております。もつと力を入れて、ひとり平城宮の問題のみならず、全般的に埋蔵文化財その他文化財一般保護政策に遺憾なきを期したいと思ひます。

○小林(信)委員 時間がありませんから、質問はもういいですが、言わして下さい。とにかく今の工事のやり方をごらんになれば、とても埋蔵文化財を保存するような工事などというものはおそらくできないと思ひます。それから予算も、何千万円を何千万円にしたなどということでもってこの問題を処理するというようなお考えだったら、絶対にだめなんです。しかもこの問題を処理できなければ、今危機に瀕している全国の埋蔵文化財は保護できない。こういうことには大英断を下すような気持があるならば、ほんとうに道徳教育も可能であるけれども、抽象的な文句を羅列した道徳教育をやつてい

こうというよりなお考えは非常に遺憾だと思ひます。この問題は、大きな見地でもって大英断を下して処理するかどうかということが今政府に要望されておることなんです。従つて、今のようなお考えでいくならば、残念ながらこの問題は解決できないと私は思ふのです。問題は解決できないことなので、国会としてはこのままでは済まされないと思ふのですが、委員長も十分御存じで、小委員会まで設けられたのですから、なおこの問題については、委員長としても、小委員会にさらに問題をおろして、十分検討を続けていくようにお願いしておいて、私の質問を終わらせていただきます。

○櫻内委員長 委員長として善処いたします。

○櫻内委員長 この際、竹下登君より学校教育に関する件について決議をされた旨の動議が提出されております。提出者よりその趣旨の説明を求めます。竹下登君。

○竹下委員 私は、自由民主党、日本社会党を代表いたしました。この際、学校教育に関する件につき動議を提出いたします。その動議の内容は、高学増対策並びに幼稚園教育の振興について、以下申し上げる案文を本委員会に決議といたしたいこととあります。案文を朗読いたします。

学校教育に関する件(決議案)
一、高等学校急増対策については、その緊急性にかんがみ、昭和三十一年度以降その計画に齟齬をきたさざるよう充分な財政的措置を講

ずること。
二、幼稚園教育は、人間の性格形成にとって重要な段階であるので、可及的すみやかに公私立幼稚園の内容の充実、教職員の待遇の改善等必要な措置を講ずること。
以上であります。

○櫻内委員長 採決いたします。
竹下登君の動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○櫻内委員長 起立総員。よつて、竹下登君の動議のごとく、学校教育に関する件は本委員会の決議とするに決しました。

なお、ただいまの決議につきまして、関係当局へ参考のため送付したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○櫻内委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。なお、その手続等につきましては、委員長に御一任願います。

○櫻内委員長 閉会中の審査について申し上げます。
明八日午前十時より及び六月一日午前十時より委員会を開会いたします。本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

正午散会

〔参照〕
請願に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年五月十五日印刷

昭和三十七年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局